３　令和３年度における個人情報開示請求等に係る審査請求の処理状況

※　不開示理由欄の略記は、次の不開示理由を意味します。
１号：法令秘情報　２号：本人不利益情報　３号：第三者（個人）情報　４号：法人等情報　５号：公共安全維持情報
６号：審議、検討、協議情報　７号：事務事業執行情報　不存在：請求の対象となる個人情報が存在しない

（令和４年３月３１日現在）

諮問番号	請求日 決定日 審査請求日	審査請求案件	請求時の所管課	不開示理由等	諮問日 答申日 裁決日	答申内容 裁決の内容	備考
29	R1.11.5	「・花見川区保健福祉センター（生活保護担当課）が保有するケースファイル一式（世帯主：○○、世帯員：○○、○○、○○）＜全ての保護決定調書、保護費決定通知書、ケース記録、処遇簿（訪問調査状況がわかるもの）、主及び員から徴した収入申告書及び資産申告書、法第61条に基づく収入申告義務の確認書、扶養照会状況のわかるもの、扶養届、29条調査の照会状況がわかるもの、保護申請書（開始時）、一時扶助申請書、法第27条に基づく指導指示書、ケース診断会議録、保護台帳等を含む＞ ・当該世帯の課税調査の実施状況がわかるもの ・主又は員を債務者とする債権管理台帳（返還金の納入状況、納付指導状況がわかるもの一式） ・主又は員に施行した法第63条に基づく費用返還通知及び法第78条に基づく費用徴収通知 ・主又は員から徴した履行延期申請書及びその承認書 ・主又は員から徴した分納誓約書等」に係る部分開示決定	花見川保健福祉センター 社会援護課	３号 ７号	R2.7.7	取り消すべきである。	答申第28号
	R２．１．６				R3.6.9		
	R2.2.21				R3.8.5	認容	
30	R3.1.20	「○千○○○第○○○○号について ア　令和○年○月○日付け市長への手紙に対する回答文書（以下「当該文書」という。）をわたくし宛てに送付したことが分かる一切の書類（例えば、文書発送記録簿や切手使用簿の写しなど）。 （わたくしは、個人情報開示請求により令和○年○月に当該文書の写しを入手しましたが、それまで当該文書を見たことがなかったので、本当にわたくし宛てに送付したのかどうかを知りたいと思います。） イ　当該文書に関する起案文書について、起案と決裁が令和○年○月○日であるにもかかわらず施行が令和○年○月○日であり、決裁から施行まで２週間が経過している理由が分かる一切の書類。 （秘書課への回答骨子連絡所については令和○年○月○日に報告していることから、なぜ、わたくしへの送付は令和○年○月○日であるのかを知りたいと思います。）」に係る不開示決定	こども未来局 児童相談所	不存在	R3.6.24	妥当である	答申第29号
	R３．２．３				R4.1.28		
	R３．２．９				R4.2.10	棄却	

―	R3．8．19	「私が○○の名を使用して投書した市長への手紙への手紙の情報等を区政推進課が６区役所に電子メール等で伝えました。送付先と本文と添付がある場合は添付データとすべての関連文章とデータ。受信先にもすべての関連文章とデータの開示を求めます。また６区役所以外に流出させた、すべての関連文章とデータも同様に開示すること。」に係る開示決定及び不開示決定	市民局 区政推進課	不存在			不適法であるため
	R３．９．９						
	R3．9．18				R3.12.7	却下	
31	R3．7．27	「新型コロナウィルスワクチン接種業務委託契約に係るコールセンター業務日報」に係る不訂正決定	保健福祉局 医療政策課	不訂正	R4.1.6		審査会に諮問中
	R3．8．17						
	R3.11.15						
―	R3.11.25	「・令和○年○月○日郵送された土地価格表の評価額に関わる鑑定書及び価格決定に至る文書、決裁書 ・令和○年○月○日事業認可告示時の土地の価格を決定した評価額に関わる鑑定書及び価格決定に至る文書、決裁文書」に係る部分開示決定	建設局 街路建設課	２号 ３号			実施機関にて検討中
	R3．12．9						
	R４．２．３						
―	R4．1．14	「○年○月○日付けでレターパックで送った内容についてすべて」に係る部分開示決定	保健福祉局 保護課	不存在			実施機関にて検討中
	R4．1．28						
	R4．3．17						